

○新庄市水道給水条例(抜粋)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、新庄市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(加入金)

第5条の2 給水装置の新設又は水道メーター(以下「メーター」という。)の口径を増加する改造の工事の申込みをした者は、管理者が定める日までに加入金を納めなければならない。

2 管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、前項の規定にかかわらず分割納入を認めることができる。

3 加入金の額は、メーター1個当たり1件とし、次の表に掲げるメーターの口径の区分に応じ同表に定める金額に100分の110を乗じて得た金額とする。

メーターの口径	金額(円)	備考
13ミリメートル	50,000	(1) メーターの口径が100ミリメートルを超えるものの加入金の額は、管理者が別に定める額とする。
20ミリメートル	75,000	
25ミリメートル	100,000	
30ミリメートル	150,000	
40ミリメートル	300,000	
50ミリメートル	500,000	(2) メーターの口径を増加する工事の加入金の額は、変更する口径に応ずる金額と既設口径に応ずる金額との差額とする。
75ミリメートル	1,300,000	
100ミリメートル	2,500,000	

4 納入した加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に工事を取りやめた場合又は工事中における設計変更により生じた差額については、この限りでない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあつても市は、その責を負わない。

(給水契約の申込)

第13条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第15条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めたる者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第16条 給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、管理者が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第17条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

2 メーターを保管する水道使用者等は、善良な管理の下に必要な注意を払い、そ

のメーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等が、前項の管理義務を怠つたために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第18条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) メーターの種別を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があつたとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があつたとき又はその住所に変更があつたとき。

(水道使用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は、善良な管理の下に必要な注意を払い、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があつたときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第22条 水道料金(以下「料金」という。))は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によつて水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第23条 料金は、別表2に掲げる基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第24条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ、管理者が定めた

日をいう。))に、メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量の認定)

第25条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があつたとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) 共用給水装置により、水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次の各号に定めるところにより算定する。

- (1) 使用日数が15日を超えたときは、別表2に掲げる料金の合計額とする。
- (2) 使用日数が15日以下のときは、別表2に掲げる料金の合計額から基本料金を除いた額とする。

2 月の中途においてメーターの口径に変更があつた場合は、その月の使用日数の多いメーターの口径の料金を適用し、その月の使用日数が等しいときは、変更前のメーターの口径又は変更後のメーターの口径のいずれか大きいメーターの口径の料金を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第27条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき清算する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、納入通知書により毎月徴収する。

2 料金の納期は、管理者が別に定める。

(手数料)

第29条 手数料の種類及び金額は、別表3のとおりとする。

2 手数料は、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認められた申込者からは、申込後、徴収することができる。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第30条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によつて納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

(督促及び督促手数料)

第31条 料金、手数料その他の費用を納期限までに納入しない場合においては、管理者は督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状に指定すべき納入の期限は、その発行の日から15日以内とす

る。

3 第1項の規定により督促状を発送した場合の手数料については、新庄市市税外収入未納金等徴収条例(昭和26年条例第23号)の定めるところによる。

(延滞金)

第32条 料金、手数料その他の費用を納期限内に納入しない場合には、延滞金を徴収する。

2 延滞金の額及び徴収等は、新庄市市税外収入未納金等徴収条例の例による。

第5章 管理

(給水の停止)

第35条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の使用者が、第9条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金又は第29条の手数料を第31条第2項の規定により指定した納期限内に納入しないとき。

(2) 水道の使用者が、正当な理由がなく、第24条の使用水量の計量若しくは第33条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発送しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第36条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が、90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第37条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をした者

(2) 正当な理由がなく、第16条第2項のメーターの設置、第24条の使用水量の計量、第33条の検査若しくは第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠つた者

(4) 第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
(料金を免れた者に対する過料)

第38条 市長は、詐欺その他不正の行為によつて第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

第7章 補則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

別表2

料金

メーターの口径又は種別	基本料金	従量料金 (使用水量1立方メートル当たり)
13ミリメートル	1,050円	10立方メートルまでの分 60円
20ミリメートル	1,400円	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分 250円
25ミリメートル	2,600円	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 310円 50立方メートルを超える分 350円
30ミリメートル	3,600円	10立方メートルまでの分 250円
40ミリメートル	6,700円	10立方メートルを超え50立方メートルまでの分 310円
50ミリメートル	11,500円	50立方メートルを超える分 350円
75ミリメートル	30,300円	
100ミリメートル	57,100円	
臨時用	12,950円	30立方メートルを超える分 510円
プール用	110円	1立方メートルを超える分 110円
私設消火栓 (消防演習用)	10分につき 3,200円	—

別表3

手数料

(6) 開栓又は閉栓をするとき	1件につき 1,000円
(7) その他証明手数料	1件につき 400円

○新庄市水道給水条例施行規程(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、新庄市水道給水条例(平成9年条例第37号。以下「条例」という。)第41条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の新設等の申込)

第2条 条例第5条に規定する給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律

第177号)第16条の第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の申込みは、給水装置工事申込書(別記様式第1号)の提出をもって行う。

(給水契約の申込)

第6条 条例第13条に規定する給水契約の申込みは、給水装置開栓申請書(別記様式第4号)の提出をもって行う。

(水道メーターの種別)

第7条 条例別表2の水道メーター(以下「メーター」という。)の種別は、次の各号に定めるところによる。

(1) 臨時用 興業、建設工事、競技等のため臨時的に使用するもの

(2) プール用 学校等のプールに使用するもの

(給水装置の所有者の代理人の選定届等)

第8条 条例第14条の規定による給水装置の所有者の代理人選定又は変更の届出は、代理人選定(変更)届(別記様式第5号)により行う。

(管理人の選定)

第9条 条例第15条に規定する管理人の選定は、管理人選定(変更)届(別記様式第6号)により行う。

(メーターの損害弁償)

第10条 水道使用者等は、自己の保管にかかる市のメーターを亡失し、又は毀損したときは、メーター亡失(毀損)届(別記様式第7号)により管理者に届け出なければならない。

2 条例第17条第3項の規定による弁償の額は、当該メーターの残存価格により定めるところとする。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第11条 条例第18条の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道の使用を中止し、又は廃止しようとするときは、給水装置使用中止・廃止届(別記様式第7号の2)の提出をもって行う。

(2) メーターの種別を変更しようとするときは、給水装置種別変更届(別記様式第8号)の提出をもって行う。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するときは、消火栓使用届(別記様式第9号)の提出をもって行う。消火栓を使用するときも、同様とする。

(4) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があつたときは、給水装置使用者名義変更届(別記様式第9号の2)の提出をもって行う。

(5) 給水装置の所有者に変更があつたときは、給水装置所有者変更届(別記様式第10号)の提出をもって行う。

(6) 消防用として水道を使用したときは、消防用水使用届(別記様式第11号)の提出をもって行う。

(7) 管理人に変更があつたとき又はその住所に変更があつたときは、管理人選定(変

更)届の提出をもって行う。

(給水装置及び水質検査の請求)

第12条 条例第21条第1項の規定による検査の請求は、給水装置・水質検査請求書(別記様式第12号)の提出をもって行う。

(料金算定の定例日)

第13条 条例第24条に規定する定例日は、毎月1日から15日までの間とする。

(料金等の納入期限)

第14条 条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、料金にあっては納入通知書を発送したその月の末日とし、その他の納入金は別に定めのない限り納入通知書を発送した日から14日以内とする。

2 管理者は、特別の理由があると認めるときは、前項の納期を変更することができる。

(料金の精算)

第15条 料金その他の納入金に過誤があるときは、すみやかに過不足を精算する。

(使用水量の認定基準等)

第16条 条例第25条の規定による使用水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

(1) メーターに異常があつたときは、メーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により、異常があつた期間の使用水量を認定する。

(2) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、その水量を認定することになる月の前3回の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これによりがたいときは見積水量による。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第17条 条例第30条に定める料金等の軽減又は免除は、次の各号のいずれかに該当すると管理者が認めるときに行うものとする。

(1) 不可抗力による漏水があつたとき。

(2) 災害その他の理由により料金等の納付が困難であるとき。

2 前項の規定による料金等の軽減又は免除の申請は、水道事業納付金減免申請書(別記様式第13号)の提出をもって行う。

3 管理者は、前項の申請書の提出があつた場合は、速やかに調査のうえ、減免の額を決定し、その結果を当該申請者に対し水道事業納付金減免決定通知書(別記様式第14号)により通知するものとする。

○「新庄市水道給水条例」及び「新庄市水道給水条例施行規程」の全文については、本市ホームページに掲載しております。

掲載場所: トップページ > 暮らしの情報 > 暮らしの便利帳 > 生活 > 水道 > 水道ガイド > 給水契約の定型約款について